

島根県報

号外第七六号
平成十五年五月一日

(木曜日)

告示
課税地の指定

(税務課)

告示
示

島根県告示第四百四十二号

島根県県税条例（昭和五十一年島根県条例第十号）第四条第一項の規定に基づき、課税地を次のように指定したので、島根県県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）第六条ただし書の規定により告示する。

平成十五年五月一日

島根県知事 澄田信義

課税地	管轄庁	課税地を指定した税目
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）については、地方税法の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第七条第一項に規定する貯蔵場所の所在地、地方税法第七十四条第四号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）については、同条第五号に規定する営業所の所在地	県たばこ税（地方税法の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により課する県たばこ税（以下「手持品課税」という。）に限る。）は総務事務所	卸売販売業者等又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する支庁又は総務事務所

課税地を指
定した理由

平成十五年七月一日現在において三万本以上の製造たばこを販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者等に対して、手持品課税を行ふため。

平成15年5月1日

島根県報

号外第76号(2)

平成十五年五月一日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)